

霧島市奨学資金条例の一部改正について

霧島市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市奨学資金条例の一部を改正する条例

霧島市奨学資金条例（平成17年霧島市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（奨学生の資格）

第2条 本市が奨学資金を貸与する生徒及び学生（以下「奨学生」という。）は、市内に居住する者の子女で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次の各号に掲げる学校等のいずれかに在学し、人物が優れ、学習意欲が旺盛である者のうち修学困難と認めるとする。ただし、国、県又はその他の奨学資金を受けている者は除く。

- (1) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は修業年限3年以上の専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）
- (2) 修業年限2年以上の高等学校等(修業年限3年以上の専修学校の高等課程を除く。)の専攻科、専修学校の専門課程、短期大学又は大学（以下「大学等」という。）
- (3) 大学院

第3条第1項中「高等学校等1人月1万8,000円以内、大学等1人月4万4,000円以内及び大学院1人月8万7,000円以内」を「、別表に定める額」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

（奨学資金の返還）

第11条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間内に、卒業の翌月から起算して1年後から、月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない。

- (1) 高等学校等（高等専門学校を除く。）に係る奨学資金の貸与を受けた者 8年
- (2) 高等専門学校に係る奨学資金の貸与を受けた者 10年
- (3) 大学等に係る奨学資金の貸与を受けた者 10年

(4) 大学院の2か年課程に係る奨学資金の貸与を受けた者 10年

(5) 大学院の3か年課程に係る奨学資金の貸与を受けた者 15年

第11条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、その希望により当該各号に定める期間を返還期間とすることができる。

(1) 前項第3号に規定する奨学資金（修業年限2年以上の高等学校等の専攻科に係るもの並びに国立及び公立の自宅通学に係るものを除く。）のうち、3年を超えて貸与を受ける者 15年

(2) 前項第3号から第5号までに規定する奨学資金のうち、いずれか複数の貸与を受ける者 15年又は20年

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

奨学資金の種類			奨学資金の額
高等学校等			月額18,000円以内
大学等	修業年限2年以上の高等学校等の専攻科		月額44,000円以内
	国立及び公立の専修学校の専門課程並びに短期大学	自宅通学	月額45,000円以内
		自宅外通学	月額51,000円以内
	私立の専修学校の専門課程及び短期大学	自宅通学	月額53,000円以内
		自宅外通学	月額60,000円以内
	国立及び公立の大学	自宅通学	月額45,000円以内
		自宅外通学	月額51,000円以内
	私立の大学	自宅通学	月額54,000円以内
自宅外通学		月額64,000円以内	
大学院			月額87,000円以内

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の霧島市奨学資金条例は、この条例の施行の日以後に第6条の規定により奨学生の決定を受ける者に適用し、同日前に奨学生の決定を受けた者については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

専攻科や大学等の奨学資金の貸与額を増額することにより、専門知識や技能を身につけた者の定住を促し、地元企業への就職の促進、地域の活性化及び人口の増加を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。